

## 令和7年度第1回茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審議会会議録

議 題	<p>1 茅ヶ崎市長所管の個人情報取扱事務登録票の作成及び変更について</p> <p>(1) 一般介護予防事業に関すること（作成）</p> <p>(2) 公立保育園の管理に関すること（変更）</p> <p>(3) 宅地造成及び特定盛土等の許可に関すること（作成）</p> <p>2 その他</p>
日 時	令和7年5月8日（木）14時00分から15時00分まで
場 所	市役所本庁舎6階 理事者控室
出席者氏名	<p>委員 阿部秀尚（会長）、籠谷和弘、齋藤宙也、佐藤直大、高橋敏夫、楡井宏志、橋本博</p> <p>事務担当課</p> <p>議題2</p> <p>(1) 高齢福祉課（松尾課長、白井課長補佐）</p> <p>(2) 保育課（西山課長、永島課長補佐、鈴木主査）</p> <p>(3) 開発審査課（森下課長、小林課長補佐、江尻副主査）</p> <p>事務局</p> <p>行政総務課 小島課長、末永課長補佐、須藤主査、川口主査、田口主任</p>
会議資料	別紙
会議の公開・非公開	公開
傍聴者数	0名

## (会議の概要)

### 1. 開会

事務局から、会議の開会にあたり以下のとおり報告があった。

- ・全ての委員が出席しているため、情報公開・個人情報保護審議会規則第5条に基づき、本会議は適法に成立していること。
- ・本会議については茅ヶ崎市情報公開条例第20条の規定に基づき、公開とすること。
- ・本会議については会議録作成及び公表のため録音されること。

### 2. 議題1 茅ヶ崎市長の所管の個人情報取扱事務の開始及び変更について

#### (1) 一般介護予防事業に関すること（作成）

##### 【事務担当課からの報告】

高齢福祉課から、次のとおり個人情報取扱事務登録票の作成について資料に沿って報告があった。

新たに登録票を作成する事務の概要について説明する。

令和6年度まで、介護予防・生活支援サービス事業の短期集中通所型サービス事業として実施していた「お出掛け機能アップ教室」を、令和7年度から、一般介護予防普及啓発事業の「頭と体の元気アップ教室」として実施する。本事業は、虚弱傾向及び認知機能の低下が疑われる高齢者を対象に、概ね4か月で13回に渡り、柔軟体操や筋力の向上に向けた運動及び認知機能の低下の予防にかかるプログラムなど、複合的な機能の向上を目指し実施するものである。

本事業は、委託事業者が教室を運営するが、参加の申し込みは、市や地域包括支援センターが行う。

この事務においては、参加者が教室に参加するにあたり、対象者の氏名、住所、電話番号等の他、参加者の健康状態によっては、病歴、心身の機能の障害、健康診断等の結果、医師等による指導・診療・調剤などの個人情報を取り扱う。これらの個人情報は、本人や家族、委託事業者から「頭と体の元気アップ計画書」や「利用者連絡票」などの文書により収集する。また、業務委託契約に基づき、事業者へ参加者申込者の情報を「参加者リスト」などによる文書や電話により提供する。

個人情報の取扱いについては、十分留意して事務にあたっていく。

##### 【質疑応答】

- 今回の事業は、取得する個人情報が「健康診断等の結果」や「医師等による指導・診療・調剤」といった個人ごとに踏み込んだものであるが、どのよ

- うに利用されるのか。
- 介護予防事業とは、より元気な方を対象にしているものもあるが、今回の事業は、少し虚弱に傾いている方を対象にしたものである。こちらで機能が多少改善された中で運動の教室等に誘導し、日常的に健康づくりに取り掛かっていただくことにより、どういった原因で虚弱になっているのか、どういった生活を過ごしているのか、ということも含めてアセスメントを行う。そうした中で、参加者に応じた健康づくりに取り組むためのきっかけ作りが目的となっている。
- 委託事業者とは、どのような団体又は法人なのか。
  - もし個人事業主の場合、個人情報保護の程度がかなり緩くなる場合があるので、少し気がかりである。
  - スポーツジムを経営している団体や介護のリハビリ等を行っている事業者であり、個人情報保護に関しては十分注意を払う。
  - 資料7ページに「教室」と表記があるが、「会場」という表記の方が妥当ではないか。
  - 表記の仕方については課内で検討する。
  - 実施した結果や記録は、終わったら全部紙の形でまとめて市の方で管理するのか。
  - そのとおりである。
  - 外部に個人情報が渡っているときは、事業者に対し、取扱注意の旨を一言添えていただきたい。
  - 承知した。

### 3. 議題1 茅ヶ崎市長の所管の個人情報取扱事務の開始及び変更について (2) 公立保育園の管理に関すること（変更）

#### 【事務担当課からの報告】

保育課から、次のとおり個人情報取扱事務登録票の変更について資料に沿って報告があった。

まず、事務の概要について説明する。

この度変更する登録票の「事務の名称」は「公立保育園の管理に関すること」であり、児童福祉法に基づき公立保育園に入所している園児に対する適切な保育の実施を目的として、公立保育園の児童の個人情報を取り扱っているものである。

本件については、児童票など、児童や保護者の基本的な情報や園での生活記録を書面で管理していたが、令和7年4月1日から保育施設向け ICT サービス「コ

ドモン」を導入することに伴い、これらの個人情報を電子で管理することとなった。

登録票における変更の内容としては、保育施設向け ICT サービス「コドモン」導入に伴い、使用する「個人情報の記録」として記載している 4 種類の文書の保管を紙から電子へ変更する。

なお、当該電子化に伴い、対象者が 1000 人を超えるため、個人情報ファイル簿を作成している。

個人情報の取扱いについては、十分留意して事務にあたっていく。

### 【質疑応答】

○ 「収集の相手方及び方法」の欄で、本人又は保護者から「文書」により収集となっており、保護者と園との間で紙のやりとりが少なくともあると思われるが、どのような文書があるのか。

→ 導入当初ということで、児童票の紙文書等から情報収集して、それをコドモンシステムに取り込む、という形になる。

○ 2 年ほど前、保育園で紙の簿冊が無くなったという話があったが、保管方法については十分気を付けていただきたい。

→ 承知した。

○ 資料 10 ページの「変更理由」欄に、園児や保護者の個人情報をクラウド上で管理するとあるが、このクラウドというのは、保育 ICT 独自のクラウドなのか、それとも行政機関によるクラウドなのか。

→ 業者 A が運営しているクラウドサービスである。

○ 紙と電子の併用期間はどのくらいを見込んでいるか。

→ この一年で電子に移行させたいと考えている。

○ 資料 10 ページの「備考」欄に、個人情報ファイル簿と合わせて作成し、公表するとあるが、どこに公表するのか。

→ ホームページに公表する。

○ 発達障がいの方の取扱いはどのように考えているか。

→ 実際に発達障がいの方も保育園に入ってこられ、対応に配慮が必要なので、資料 11 ページの「要配慮個人情報の取扱い」欄にある「心身の機能の障害」欄に○印を付けるようにする。

○ クラウドサービスにおいて収集したデータを進学先の小学校に提出した後、データを削除する期間等、決まりはあるのか。

→ データ自体の保管期間は、容量が満杯にならない限り保管できる状態である。紙の文書と同様に、10 年保存とするのが適切と考えているが、市のセキュリティ基準に沿って慎重に取り扱っていく。

○ 資料 10 ページ「収集の相手方及び方法」欄では、口頭での収集等、いく

- つか方法がある場合は書き方を検討する必要がある。
- 行政総務課内で検討する。
  - 保有している記録の内容が、保護者も見ることができるということだったが、それは本人の情報ということでよいか。
  - そのとおりである。
  - これまで各園の管理だったものが一斉管理となり、園や園児の情報といった個人情報も見ることができるようになってしまう点については、大分影響の範囲が変わるので、十分に配慮したものを導入していただければと思う。
  - 承知した。

#### 4. 議題1 茅ヶ崎市長の所管の個人情報取扱事務の開始及び変更について

##### (3) 宅地造成及び特定盛土等の許可に関すること（作成）

###### 【事務担当課からの報告】

開発審査課から、次のとおり個人情報取扱事務登録票（以下、「登録票」という。）の作成について資料に沿って報告があった。

まず、新たに登録票を作成する事務の概要について説明する。

令和5年5月26日付で「宅地造成等規制法」が改正され、新たに「宅地造成及び特定盛土等規制法」が施行された。

このことに伴い、令和7年4月1日より、地方自治法及び神奈川県事務処理の特例に関する条例に基づき、宅地造成及び特定盛土等規制法の一部について事務移譲を受け、許可や届出等の書類の経由事務を実施することとなった。

この事務においては申請状況及び経由事務を管理するにあたり、対象者の氏名、住所、電話番号等の個人情報を取り扱う。これらの個人情報は、申請書等より収集する。

個人情報の取扱いについては、十分留意して事務にあたっていく。

###### 【質疑応答】

- 事務の流れを確認したい。
- 過去からの経緯を申し上げますと「宅地造成等規制法」があり、元々神奈川県で許認可している事務が茅ヶ崎市に移譲されていた。熱海市で起こった土石流による災害により「宅地造成及び特定盛土等規制法」という法律に変わり、建物を目的とした開発行為以外のものも盛土を対象として規制することとなった。そもそも宅地造成を伴わない盛土に対する規制が都道府県や市町村ごとでバラバラであり、届出なのか許可なのか全国的に統一されていなかった。静岡県は届出である一方、神奈川県は許可であり、規制のレベルが違

う。許可の場合は、盛土が完了して検査をしてから初めて検査済みとなり安全だと認定される。そこで全国一律の規制を設けようと法改正がされ、元々茅ヶ崎市にあった権限事務を神奈川県に返す形となった。

しかしながら、盛土された情報が茅ヶ崎市に何もないのも問題であり、茅ヶ崎市で経由事務という形で、早い段階で状況を把握しようと思決定をした。

- 申請書は一時的にも茅ヶ崎市で確認することはあるのか。
  - 申請は、基本的に県が所管しているため、県が受理して審査をしている。茅ヶ崎市は形式的に書類が揃っているか事務的に確認するだけだが、その中に市で所管する道路や水路等があれば所管課に情報提供していく予定である。
- 許認可は県、申請書と添付書類は市で確認ということか。
  - そのとおりである。経由事務ではあるが、写しを取って各関係課へ送付することを想定している。
- 個人情報の項目名は、許可を求める申請に関する部分として「資産状況」も含まれるのではないか。
  - 「資産状況」については、開発許可と同様に「資力信用」の審査があるが、それは神奈川県が審査するところなので、茅ヶ崎市が収集する情報ではそこまで求めない。求める必要がないという判断である。
- 資力信用に関しては、申請者から許可申請があがった段階で県が審査するのか。
  - 開発許可に関する都市計画法に基づく個人情報取扱事務登録票が4-1から4-3まで既にあり、今回新たに4つ目として宅地造成及び特定盛土等規制法に関する登録票（4-4）が作成された。従来の都市計画法に基づく資力信用に関する審査項目についてはエクセル上での台帳整理はしていない。審査の書類にはその内容が含まれるが、安易に検索できる形式になっていない。あくまでも、データ上は申請者の氏名、住所、電話番号、手続きの進捗状況のみである。従来の登録票でも同様のため、その点は心配いらないと考える。
- 市の行政文書として残らないということか。
  - 行政文書として残るが、全ての情報を電子上に登録していない。
- 申請者は法人が多いのか。その場合代理人は代表者という意味か。
  - 様々である。申請のために専門家が代理人となることもあるため、その際は企業等の代表の連絡先と併記してもらう。
- 行政書士は申請できるのか。
  - 基本的に資格を有する者が申請代理人として申請することが望ましいが、法律上限定していない。一般的に多いのは建築士や土地家屋調査士、開発の宅地造成講習受講者が想定される。審査するのは県であり、市では内容を確認せず申請書を經由する。

- 県で許可を出す市は参考に写しをもらうだけか。  
→ そのとおりである。
- 市内に盛土されているところがある。法改正前は市が許認可していたのか。  
→ 規模に応じて、市が許可する場合と県が許可する場合があり、盛土の量によって変わる。そして4月1日からは神奈川県が許可する。法律が変わったことにより、建設業者が一時的に仮置きするものも規制の対象となった。現地調査により実態として使用状況を確認しないとわからない。過去に盛土されたものも遡及効果がある。
- 個人情報項目のところ、自己破産の宣告をして逃げるといことがないように経営状況の把握をすることは必要ではないか。  
→ 供託金を取るのが一番であり、相模原市はそのような方法を取っている。急峻な谷になっているところは盛土されてしまうが、茅ヶ崎市はそこまで深刻な被害はない。
- 申請書の写しを参考に取っている件について確認したいが、簿冊はあるのか。  
→ 3部提出いただき、2部は逡送で県に送付し、1部は不測の事態に備えて市で保管している。簿冊を作ることは予定していない。
- 電子(システム)として残るのは、氏名、住所、電話番号、手続きの進捗だが、何等かの形で文書として他の項目も残るといことか。散在情報といことか。  
→ 申請書の控えについては、行政文書として適切に紙フォルダを作成し保管している。申請書から抽出をしている情報は、氏名、住所、電話番号のみであり、その他の情報は全て散在情報だと認識している。今回作成した登録票に限らず、過去に作成した、都市計画法に基づく個人情報取扱事務登録票も同様の対応だったので問題ないと思える。

## 5. 議題2 その他

次回審議会の日程について、事務局から、次回審議会について10月頃の開催を予定しており、後日日程調整を行う旨の報告があった。